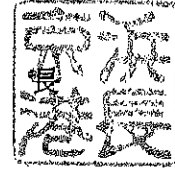


港長公示第 30-7 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 3 日

京 浜 港



京浜港横浜区第 1 区みなとみらい 21 地区臨港パーク東方
海域における航泊の制限について

京浜港横浜区第 1 区みなとみらい 21 地区臨港パーク東方海域において、第 31 回横浜港ボート天国ディンギーヨットレース及びトリアスロン練習会が行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を制限する。

記

1 期 間

(1) 平成 30 年 7 月 8 日(日)

1100 からディンギーヨットレースが終了し、安全が確認されるまでの間 (1600 終了予定)

(2) 平成 30 年 7 月 8 日(日)

1030 からトリアスロン練習会が終了し、安全が確認されるまでの間 (1300 終了予定)

2 区 域 (別図参照)

(1) ディンギーヨットレース区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 (世界測地系)

イ 北緯 35 度 27 分 56.4 秒、東経 139 度 38 分 37.3 秒

ロ 北緯 35 度 27 分 39.0 秒、東経 139 度 39 分 01.9 秒

ハ 北緯 35 度 27 分 32.4 秒、東経 139 度 38 分 41.3 秒

ニ 北緯 35 度 27 分 32.9 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒

ホ 北緯 35 度 27 分 52.3 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒

(2) トリアスロン練習会区域

次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海面 (世界測地系)

へ 北緯 35 度 27 分 40.99 秒、東経 139 度 38 分 17.09 秒

ト 北緯 35 度 27 分 39.63 秒、東経 139 度 38 分 20.69 秒

チ 北緯 35 度 27 分 35.42 秒、東経 139 度 38 分 20.77 秒

リ 北緯 35 度 27 分 33.76 秒、東経 139 度 38 分 17.39 秒

3 制限事項

(1) デインギーヨットレース実施時

船舶は、上記期間(1)、区域(1)において航行及び停泊してはならない。

ただし、当該行事に参加する船舶、港長が許可した船舶を除く。

(2) トライアスロン練習会実施時

船舶は、上記期間(2)、区域(2)において航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶を除く。

4 標 識

上記2(1)及び(2)の各地点及び上記2(1)のイトロの間、ロとハの間及びニとホの間に、黄色塗浮標が各1基設置され、航泊制限区域が明示されている。

5 備 考

行事区域周辺には、警戒船が計7隻配備される。

警戒船には、「警戒船」の看板または旗が掲げられている。

別図

